

八王子市告示第 171 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和元年八王子市告示第 47 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和元年 12 月 26 日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市三崎町 1 番 5、寺町 43 番 1 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下、「規則」という。）

第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

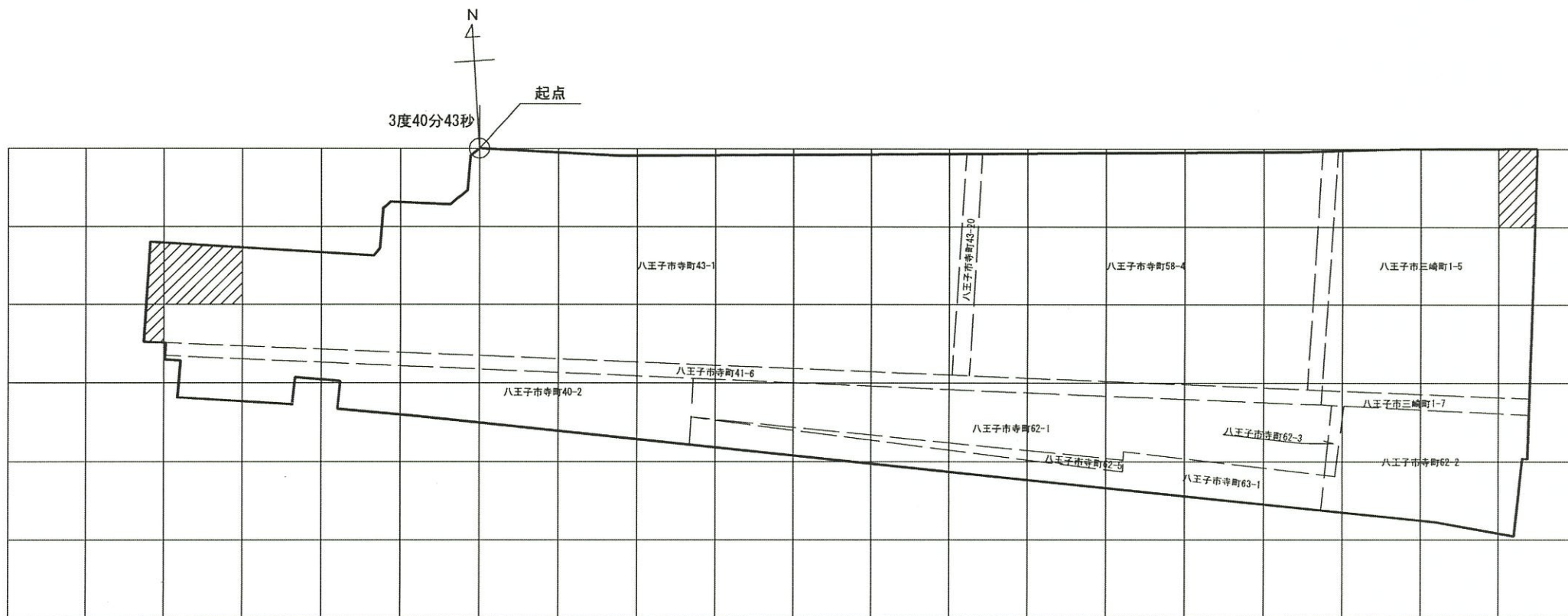
鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

＜問合せ先＞

環境部環境保全課



【起点】

起点は、八王子市寺町43-1の最北端とする。

【凡例】



指定を解除する区域

— — 筆境界

—— 単位区画

—— 敷地境界

【格子の回転角度】 3度40分43秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。